

令和六年三月

令和六年二月文京区議会定例議会議案(三)

文
京
区

目次

議案第七十三号	文京区介護保険条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第七十四号	文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第七十五号	文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例	19 頁
議案第七十六号	文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例	27 頁
議案第七十七号	文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例	33 頁
議案第七十八号	文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（二期）請負契約	39 頁
議案第七十九号	和解について	41 頁
議案第八十号	和解及び損害賠償額の決定について	43 頁

議案第七十三号

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

文京区介護保険条例（平成十二年三月文京区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「三万六千円」を「三万三千四百円」に改め、同項第二号中「五万六千円」を「四万六千二百円」に改め、同項第三号中「五万四千二百円」を「五万六千円」に改め、同項第四号中「六万四千四百円」を「六万二千四百円」に改め、同項第五号中「七万二千二百円」を「七万三千三百円」に改め、同項第六号中「八万三千円」を「八万四千三百円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」に改め、同項第七号中「九万七千七百円」を「九万七千七百円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」に改め、同項第九号中「十一万九千二百円」を「十二万四千七百円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」に改め、同項第十号中「十三万円」を「十三万二千元」に改め、同号口中「五百万円」を「四百二十万円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口、第十五号口、第十

六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」に改め、同項第十一号中「十五万七千七百円」を「十三万九千三百円」に改め、同号イ中「五百万円以上七百五十万円未満」を「四百二十万円以上五百万円未満」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「、第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」に改め、同項第十二号中「十八万六千円」を「十五万四千円」に改め、同号イ中「七百五十万円以上一千万円未満」を「五百万円以上六百二十万円未満」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「、第十四号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」に改め、同項第十三号中「二十万二千三百円」を「十六万八千六百円」に改め、同号イ中「一千万円以上二千万円未満」を「六百二十万円以上七百二十万円未満」に改め、同号口中「又は次号口」を「、次号口、第十五号口、第十六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」に改め、同項第十四号中「二十三万二千二百円」を「十七万六千円」に改め、同号イ中「二千万円以上三千万円未満」を「七百二十万円以上七百五十万円未満」に改め、同号口中「部分を除く。」の下に「、次号口、第十六号口、第十七号口、第十八号口又は第十九号口」を加え、同項第十五号中「二十五万二千八百円」を「二十八万五千九百円」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十四号の次に次の五号を加える。

十五 次のいずれかに該当する者 十八万七千円

イ 合計所得金額が七百五十万円以上千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）
七号口、第十八号口又は第十九号口に該当する者を除く。）

十六 次のいずれかに該当する者 二十万九千円

イ 合計所得金額が千万円以上千五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護

を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第十号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。）

十七 次のいずれかに該当する者 二十二万七千三百円

イ 合計所得金額が千五百万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十九号ロに該当する者を除く。）

十八 次のいずれかに該当する者 二十四万九千九百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十九 次のいずれかに該当する者 二十六万三千九百円

イ 合計所得金額が三千万円以上四千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第十条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万九百円」を「二万九百円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万九百円」を「二万九百円」に、「三万二千五百円」を「三万二千五百円」に改め、同条第四項中「令

和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万千七百円」を「二万九百円」に、「五万六百元」を「五万三百円」に改める。
第十二条第三項中「又は第九号ロ」を「第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に、「第九号まで」を「第十三号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区介護保険条例第十条の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

保険料率等を改定するほか、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十四号

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成二十五年三月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第六項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第二十五条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十五条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十七条第十一項」を「第二十七条第十項」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十五条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十八条第三項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第五項ただし書及び第六項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第四十九条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第五十二条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するた

め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十九条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十二条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十条の四ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十条の九中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十条の十九第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第六号を第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十条の九第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急

やむを得ない理由の記録

第六十条の二十の三中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第六十条の二十四第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十条の三十中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十条の三十七第二項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第七号を第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十条の三十第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十三条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十六条第二項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第六十七条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十一条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第八十条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第六号を第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十一条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十三条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第八十四条第一項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除

く。」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第九十三条第五号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条第六号中「前項」を「前号」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第一百七条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第一百七条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第一百八条第二項第三号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第一百十二条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第二百二十二条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第二百二十六条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百二十八条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百二十九条中「及び第二百五条」を「、第二百五条及び第一百七条の二」に改める。

第三百十一条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号アの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第五十条において準用する第七条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第三百三十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第四百四十八条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第四百四十九条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第四百五十条中「及び第百条」を「、第百条及び第百七条の二」に改める。

第四百五十二条第八項第三号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施

設の場合に限る。」を削る。

第一百五十四条第一項第六号中「医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を加える。

第六十七条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第六十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十九条第五号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第七十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関

その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第七十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならぬ。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第七十八条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第七十九条中「及び第六十条の十七（第五項を除く。）」を「、第六十条の十七（第五項を除く。）及び第七十条の二」に改める。

第八十九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第九十一条中「除く。」の下に「、第七十条の二」を加える。

第九十三条第七項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第九十四条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等」を削る。

第九十九条第一号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二百三条第二項第三号及び第六号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百四条中「及び第七号」を「、第七号及び第七号の二」に改める。

第二百六条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条第二項第二号及び第二百六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第三十五条第三項(第六十条、第六十条の二十、第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第百九条、第百二十九条、第百五十条、第百七十九条、第百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 3 施行日から令和七年三月三十一日までの間、新条例第九十三条第七号及び第百九十九条第七号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第七十七条の二(第百二十九条、第百五十条、第百七十九条、第百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第百七条の二中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
(協力医療機関との連携に係る経過措置)
- 5 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第七十四条第一項(第百九十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(説明)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十五号

文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成二十五年三月文京区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十条第二項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十五条第六項において同じ。）」「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第七項」を「第四十五条第七項」に改める。

第十一条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十二条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を

確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第三十三条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第六号を第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十三条第十一号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十三条第十四号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四十五条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併

設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第四十六条第一項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第七条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第七条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第四十八条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第五十四条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第六十四条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第六十四条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第六十五条第二項第三号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第七十三条第一項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第八十条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第八十四条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保しているこ

と。

二 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第八十六条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十七条中「及び第六十二条」を「、第六十二条及び第六十四条の二」に改める。

第九十三条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項第二号及び第九十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三十三条第三項（第六十六条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間、新条例第五十四条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第六十四条の二（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六十四条の二中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(説明)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十六号

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成二十七年三月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第五条第一項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以

下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第一項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限り。）

第六条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第三項中「担当職員」の下に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第四項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、

利用者の同意を得なければならない。

第十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十四条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第一号中「（平成十一年厚生省令第三十六号）」を削り、同条第四号中「規定」の下に「（第三十二条第二十九号の規定を除く。）」を加える。

第二十三条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十二条第二号の三の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十二条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十二条第十六号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったと

きは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の下に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して三月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する二期間に一回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
- (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第三十二条に次の一号を加える。

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の三十の二第一項の規定により区長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第三十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条第四項第二号及び第三十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第二十三条第三項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（説 明）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十七号

文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

文京区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する条例（平成三十年三月文京区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「地域包括支援センター」の下に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第四条第二項中「利用者の数が三十五」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けて受け、又は法第百十五条の二十三第三項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に三分の一を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が四十四」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第一項に規定する

員数の基準は、利用者の数が四十九又はその端数を増すごとに一とする。

第五条第三項第二号中「同一敷地内にある」を削る。

第六条第二項中「あらかじめ」の下に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第八項を第九項とし、同条第七項各号列記以外の部分中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は

指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第十五条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第十五条第十四号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第十五号ア中「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担

当者から提供を受けること。

第十五条第二十九号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第二十四条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十一条第二項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条第二号の三の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十三条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条第四項第二号及び第三十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定居宅介護支援

等の事業の人員及び運営等に関する条例第二十四条第三項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（説明）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十八号

文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（二期）請負契約
右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（二期）請負契約

文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（二期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンターゴンドラ設備更新工事（二期）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金十五億二千三百五十万円
- 四 契約の相手方 清水・アサヒ・ライズ建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都中央区京橋二丁目十六番一号

清水建設株式会社

代表取締役 井上和幸

構成員 東京都文京区小日向三丁目十五番十三号

株式会社アサヒ

代表取締役 芳賀芳幸

構成員 東京都文京区向丘二丁目二十八番十三号

株式会社ライズコーポレーション
代表取締役 上村日出男

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年九月三十日まで
- 二 支出科目等 令和五年度 一般会計 総務費 施設管理費
- 令和六年度 債務負担行為
- 令和七年度 債務負担行為
- 令和八年度 債務負担行為

議案第七十九号

和解について

右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

和解について

文京区は、左記のとおり和解する。

記

一 事件の概要

文京区は、令和五年九月十五日、相手方との子ども医療証等の印刷及び封入封かん等作業委託契約に基づき納品された子ども医療証等を対象者に送付したが、同月二十日、送付した子ども医療証について、文京区及び相手方双方の確認が不十分だったことによる印字の不備（以下「本件不備」という。）があったことが判明した。本件不備に係る対応として、相手方において新たな子ども医療証等及びお詫び文が印刷され、封入及び封かんの上で納品されたことを受け、同月二十六日、文京区は、これらを対象者に送付した。

二 和解の内容

(一) 文京区及び相手方は、本件不備により生じた追加費用（以下「追加費用」という。）が、文京区において金二百四十万二千四百円、相手方において金百十万八千六百八十五円の、合計金三百五十一万八千八百五十五円であることを確認する。

(二) 文京区及び相手方は、追加費用につき、文京区が金百一万千八百八十五円を、相手方が金二百五十万円を、そ

れぞれ負担することを合意する。

(三) 相手方は、文京区に対し、(一)及び(二)を踏まえ、本件不備に係る精算金として金百三十九万千三百十五円を支払うことを約し、令和六年三月三十一日までに、文京区の指定する方法により支払う。

(四) 以上のほか、文京区と相手方との間には、本件不備に関し、一切の債権債務がないことを相互に確認する。

三
相手方

東京都板橋区弥生町六十番四号

寿堂紙製品工業株式会社

代表取締役 山田彰彦

(説 明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定により、本案を提出いたします。

議案第八十号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和六年三月五日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由

令和三年十一月五日、文京区立指ヶ谷小学校において、相手方が、受付窓口業務の従事中に椅子に座っていたところ、本校児童が膝の上に乗ろうとしたことでバランスを崩して転倒し、脊髄を損傷する等の損害を受けたため

二 和解の内容

入通院治療費、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料等を文京区が支払う。

三 賠償金額

金二千二百六十八万二千八百三円

四 相手方

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出いたします。

